

18. 当社所属の船舶が即ち大洗條に担当者ヲ指示スルコトヨリ
年二回春秋航云々宜シク(オラトム)

19. 汽船和船ノ別ナク兼但以一レノ刑格ノ内十五ノ子ト過及又
ハ其疑フコト當社ノ浪定ムルコトハ何時言解ル迄下ル

20. 停船中船舶ノ荷物ノ積載アル所至一ノ停泊地ノ所雜
汽船ノ二種ノ船一ニ船長及船長ノ内ニ於テ船長ノ責任
在ルコトム但己ケル廿廿八日迄ハ船長ノ責任一時ハ當社
ノ義理ヲ承テ下

21. 一平素ノ作事ニ必ズ當社ノ指撥ニヨリ取信又ハ廿何日ノ旨
云トム

22. 同体ノ一月二日ト建メ一日二日ノ刻合ハ此ノ船長ノ指撥ニヨリ
夫ノ左様ナ

23. 船舶ノ積荷ノ揚卸ノ故障者ニ依リ止ラザル航海操業ハ此ノ
又ナラズトナシハ此ノ左様ナリナリ

24. 汽船ノ別ノ汽船也此ノ左様ノ運賃初取扱ハ此ノ
多トム

① 入山株式会社(四三三)

1. 福島縣石川郡本町本

2. 三三三

3. 三三三

4. 三三三

入山株式会社(四三三) 福島縣石川郡本町本
1. 本町本
2. 三三三
3. 三三三
4. 三三三